



福岡医発第2105号(地)
平成23年12月11日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

「電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様の変更(抜粋版)」等の
診療報酬情報提供サービスへの掲載について(お知らせ)

電子レセプトの算定日情報(診療行為、医薬品及び特定器材を算定した日ごとの回数情報)につきましては、平成24年4月診療分から記録することとされておりますが、今般、「電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様の変更(抜粋版)」及び「算定日情報に係る記録方法」が、「診療報酬情報提供サービス」(<http://www.iryohoken.go.jp>)に掲載された旨、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、保険医療機関に対しましては、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別紙の文書により直接連絡されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下 拓郎
会長 蒲池 壽

平成 23 年 12 月 1 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

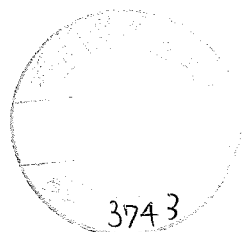
「電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様
の変更（抜粋版）」等の診療報酬情報提供サービス
への掲載について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、電子レセプトの算定日情報※については、平成 24 年 4 月診療分から記録することとされておりますが、今般、「電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様の変更（抜粋版）」及び「算定日情報に係る記録方法」が、「診療報酬情報提供サービス」（<http://www.iryohoken.go.jp>）に掲載されましたのでお知らせします。

なお、保険医療機関へは別添の文書をもって連絡することといたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※算定日情報とは、診療行為、医薬品及び特定器材を算定した日ごとの回数情報のことです。



平成 23 年 12 月 5 日

保険医療機関 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

「電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様
の変更（抜粋版）」等の診療報酬情報提供サービス
への掲載について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、電子レセプトへの算定日情報※の記録については、平成 24 年 4 月診療分から記録することとされておりますが、今般、「電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様の変更（抜粋版）」及び「算定日情報に係る記録方法」が、「診療報酬情報提供サービス」（<http://www.iryohoken.go.jp>）に掲載されましたのでお知らせします。

なお、算定日情報の対応状況等について、不明な点がございましたら、貴医療機関のシステム開発メーカーにお問い合わせ願います。

※算定日情報とは、診療行為、医薬品及び特定器材を算定した日ごとの回数情報のことです。

本件に関する問合せ先

審査企画部 事業管理課（内線 301～312）

TEL. 092-473-6611

FAX. 092-473-8712

電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様の変更
(医科 / 抜粋版)

【変更概要】

「摘要情報」中の次のレコードの内容を変更する。

- 1 診療行為レコード中の記録内容等の追加及び変更
 - (1) 「点数」の備考欄の追加
 - (2) 「回数」の記録内容欄の変更及び備考欄の追加
 - (3) 「算定日情報」の備考欄を変更
- 2 医薬品レコード中の記録内容等の追加及び変更
 - (1) 「点数」の備考欄の追加
 - (2) 「回数」の記録内容欄の変更及び備考欄の追加
 - (3) 「算定日情報」の備考欄を変更
- 3 特定器材レコード中の記録内容等の追加及び変更
 - (1) 「点数」の備考欄の追加
 - (2) 「回数」の記録内容欄の変更及び備考欄の追加
 - (3) 「算定日情報」の備考欄を変更
- 4 日計表レコード中の備考欄の追加

○第1章の3の(4)の「オ 摘要情報」中の次のレコードを変更する。

オ 摘要情報

(ア) 診療行為レコード

項 目			モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報			英数	2	固定	“SI”を記録する。	
診療識別			数字	2	可変	1 診療識別コード(別表21)を記録する。 2 診療識別を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
負担区分			英数	1	固定	負担区分コード(別表22)を記録する。	
診療行為コード			数字	9	固定	別に定める診療行為コードを記録する。	
数量データ			数字	8	可変	1 数量データを必要とする診療行為の場合は、診療行為コードで規定している単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
点数			数字	7	可変	1 診療行為の点数又は金額を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数又は金額を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数			数字	3	可変	1 診療行為の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。ただし、平成24年3月診療以前分については、その限りでない。
コ メ ン ト		コメントコード	数字	9	可変	1 コメントが必要な場合、別に定めるコメントコードと文字データを順次、対で記録する。	コメントが3対に満たない場合は、より順次記録する。
		文字データ	漢字	100	可変	2 文字データは対となるコメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。	
		コメントコード	数字	9	可変	3 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、文字データの記録を省略する。	
		文字データ	漢字	100	可変	4 記録する文字データが100バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
		コメントコード	数字	9	可変	5 修飾語コードを記録する場合、最大5コードまでを前詰めで記録する。	
		文字データ	漢字	100	可変	6 コメントを記録しない場合は、コメントコードと文字データの記録を省略する。	

項 目		モ-ド	最大 バ-イ	項目 形式	記 録 内 容	備 考
算定日情報	1 日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
	2 日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	3 日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 平成24年4月診療以降分の場合は、記録を必須とする。ただし、他医療機関に係る臓器提供者レセプトについては、省略しても差し支えない。 3 平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えない。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。 4 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。ただし、平成24年3月診療以前分については、その限りでない。
	4 日の情報 ～ 28 日の情報					
	29 日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	30 日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	31 日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

(イ) 医薬品レコード

項 目			モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報			英数	2	固定	“ IY ” を記録する。	
診療識別			数字	2	可変	1 診療識別コード（別表 2 1 ）を記録する。 2 診療識別を必要としない医薬品の場合は、記録を省略する。	
負担区分			英数	1	固定	負担区分コード（別表 2 2 ）を記録する。	
医薬品コード			数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。	
使用量			英数	1 1	可変	1 医薬品の使用量は、整数部 5 桁、小数部 5 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 1 1 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 使用量を記録しない場合は、記録を省略する。	
点数			数字	7	可変	1 医薬品の点数を記録する。 2 有効桁数が 7 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数			数字	3	可変	1 医薬品の回数を記録する。 2 有効桁数が 3 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の 1 日の情報から 3 1 日の情報の合計値と一致する。ただし、平成 2 4 年 3 月診療以前分については、その限りでない。
コ メ ン ト		コメントコード	数字	9	可変	1 コメントが必要な場合、別に定めるコメントコードと文字データを順次、対で記録する。	コメントが 3 対に満たない場合は、より順次記録する。
		文字データ	漢字	100	可変	2 文字データは対となるコメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。	
		コメントコード	数字	9	可変	3 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、文字データの記録を省略する。	
		文字データ	漢字	100	可変	4 記録する文字データが 1 0 0 バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
		コメントコード	数字	9	可変	5 修飾語コードを記録する場合、最大 5 コードまでを前詰めで記録する。	
		文字データ	漢字	100	可変	6 コメントを記録しない場合は、コメントコードと文字データの記録を省略する。	

項 目	モ-ド	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
算定日情報	1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	4日の情報 ～ 28日の情報				
	29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。

平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。

1 点数・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。

2 平成24年4月診療以降分の場合は、記録を必須とする。ただし、他医療機関に係る臓器提供者レセプトについては、省略しても差し支えない。

3 平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えない。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。

4 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。ただし、平成24年3月診療以前分については、その限りでない。

(ウ) 特定器材レコード

項 目	モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報	英数	2	固定	“ T0 ” を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード（別表 2 1 ）を記録する。 2 診療識別を必要としない特定器材の場合は、記録を省略する。	
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード（別表 2 2 ）を記録する。	
特定器材コード	数字	9	固定	1 別に定める特定器材コードを記録する。 2 未コード化特定器材については“ 777770000 ”を記録する。	
使用量	英数	9	可変	1 特定器材の使用量は、整数部 5 桁、小数部 3 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 9 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 特定器材の点数を記録する。 2 有効桁数が 7 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数	数字	3	可変	1 特定器材の回数を記録する。 2 有効桁数が 3 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の 1 日の情報から 3 1 日の情報の合計値と一致する。ただし、平成 2 4 年 3 月診療以前分については、その限りでない。
単位コード	数字	3	可変	1 特定器材単位コード（別表 2 3 ）を記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録を省略する。	
単価	英数	1 1	可変	1 材料価格は、整数部 8 桁、小数部 2 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 1 1 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 単価が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 4 酸素の補正率等単価がない場合は、記録を省略する。	

項 目			モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
特定器材名称			漢字	40	可変	1 未コード化特定器材の場合は、告示名を記録する。 2 別に定める特定器材コードの場合は、記録を省略する。 3 特定器材名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
商品名及び規格又はサイズ			漢字	300	可変	1 商品名及び規格又はサイズを記録する。 2 商品名及び規格又はサイズが300バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
コ メ ン ト		コメントコード	数字	9	可変	1 コメントが必要な場合、別に定めるコメントコードと文字データを順次、対で記録する。	コメントが3対に満たない場合は、より順次記録する。
		文字データ	漢字	100	可変	2 文字データは対となるコメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。	
		コメントコード	数字	9	可変	3 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、文字データの記録を省略する。	
		文字データ	漢字	100	可変	4 記録する文字データが100バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
		コメントコード	数字	9	可変	5 修飾語コードを記録する場合、最大5コードまでを前詰めで記録する。	
		文字データ	漢字	100	可変	6 コメントを記録しない場合は、コメントコードと文字データの記録を省略する。	
算 定 日 情 報	1日の情報		数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。 1 点数・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 平成24年4月診療以降分の場合は、記録を必須とする。ただし、他医療機関に係る臓器提供者レセプトについては、省略しても差し支えない。
	2日の情報		数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	3日の情報		数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	4日の情報 ～ 28日の情報						

項 目		モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
算定日情報	29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	3 平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えない。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。 4 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。ただし、平成24年3月診療以前分については、その限りでない。
	30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

(オ) 日計表レコード

項 目	モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報	英数	2	固定	“NI”を記録する。	平成24年3月診療以前分の場合に記録する。
1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

注1 平成24年4月診療以降分の場合、当該レコードは記録しない。

注2 平成24年3月診療以前分の場合、摘要情報（医薬品レコード）の点数及び回数が記録されているレコードの次に記録する。

電子レセプトの算定日情報に係る記録条件仕様の変更
(DPC / 抜粋版)

【変更概要】

「出来高情報、摘要情報」中の次のレコードの内容を変更する。

- 1 診療行為レコード中の記録内容等の追加及び変更
 - (1) 「点数」の備考欄の追加
 - (2) 「回数」の記録内容欄の変更及び備考欄の追加
 - (3) 「算定日情報」の備考欄を変更
- 2 医薬品レコード中の記録内容等の追加及び変更
 - (1) 「点数」の備考欄の追加
 - (2) 「回数」の記録内容欄の変更及び備考欄の追加
 - (3) 「算定日情報」の備考欄を変更
- 3 特定器材レコード中の記録内容等の追加及び変更
 - (1) 「点数」の備考欄の追加
 - (2) 「回数」の記録内容欄の変更及び備考欄の追加
 - (3) 「算定日情報」の備考欄を変更
- 4 日計表レコード中の備考欄の追加

○第1章の3の(4)の「ス 出来高情報、摘要情報」中の次のレコードを変更する。

ス 出来高情報、摘要情報

出来高情報はレセプトがDPCレセプト及び総括対象DPCレセプトの場合に、摘要情報はレセプトが総括対象医科入院レセプトの場合に記録する。

(ア) 診療行為レコード

項 目		モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報		英数	2	固定	“SI”を記録する。	
診療識別		数字	2	可変	1 診療識別コード(別表20)を記録する。 2 診療識別を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
負担区分		英数	1	固定	負担区分コード(別表21)を記録する。	
診療行為コード		数字	9	固定	別に定める診療行為コードを記録する。	
数量データ		数字	8	可変	1 数量データを必要とする診療行為の場合は、診療行為コードで規定している単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
点数		数字	7	可変	1 診療行為の点数又は金額を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数又は金額を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数		数字	3	可変	1 診療行為の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。ただし、平成24年3月診療以前については、その限りでない。
コ メ ン ト	コメントコード	数字	9	可変	1 コメントが必要な場合、別に定めるコメントコードと文字データを順次、対で記録する。	コメントが3対に満たない場合は、より順次記録する。
	文字データ	漢字	100	可変	2 文字データは対となるコメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。	
	コメントコード	数字	9	可変	3 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、文字データの記録を省略する。	
	文字データ	漢字	100	可変	4 記録する文字データが100バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
	コメントコード	数字	9	可変	5 修飾語コードを記録する場合、最大5コードまでを前詰めで記録する。	
	文字データ	漢字	100	可変	6 コメントを記録しない場合は、コメントコードと文字データの記録を省略する。	

項 目		モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
算定日情報	1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
	2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。
	4日の情報 ～ 28日の情報					2 平成24年4月診療以降分の場合は、記録を必須とする。ただし、他医療機関に係る臓器提供者レセプトについては、省略しても差し支えない。
	29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	3 平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えない。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
	30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	4 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。ただし、平成24年3月診療以前分については、その限りでない。
	31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

(イ) 医薬品レコード

項 目			モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報			英数	2	固定	“ IY ” を記録する。	
診療識別			数字	2	可変	1 診療識別コード（別表 2 0 ）を記録する。 2 診療識別を必要としない医薬品の場合は、記録を省略する。	
負担区分			英数	1	固定	負担区分コード（別表 2 1 ）を記録する。	
医薬品コード			数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。	
使用量			英数	1 1	可変	1 医薬品の使用量は、整数部 5 桁、小数部 5 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 1 1 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 使用量を記録しない場合は、記録を省略する。	
点数			数字	7	可変	1 医薬品の点数を記録する。 2 有効桁数が 7 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数			数字	3	可変	1 医薬品の回数を記録する。 2 有効桁数が 3 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の 1 日の情報から 3 1 日の情報の合計値と一致する。ただし、平成 2 4 年 3 月診療以前については、その限りでない。
コ メ ン ト		コメントコード	数字	9	可変	1 コメントが必要な場合、別に定めるコメントコードと文字データを順次、対で記録する。	コメントが 3 対に満たない場合は、より順次記録する。
		文字データ	漢字	100	可変	2 文字データは対となるコメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。	
		コメントコード	数字	9	可変	3 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、文字データの記録を省略する。	
		文字データ	漢字	100	可変	4 記録する文字データが 1 0 0 バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
		コメントコード	数字	9	可変	5 修飾語コードを記録する場合、最大 5 コードまでを前詰めで記録する。	
		文字データ	漢字	100	可変	6 コメントを記録しない場合は、コメントコードと文字データの記録を省略する。	

項 目	モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
算定日情報	1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	4日の情報 ～ 28日の情報				1 点数・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 平成24年4月診療以降分の場合は、記録を必須とする。ただし、他医療機関に係る臓器提供者レセプトについては、省略しても差し支えない。 3 平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えない。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
	29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。
	31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。

(ウ) 特定器材レコード

項 目	モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報	英数	2	固定	“ T0 ” を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード（別表 2 0 ）を記録する。 2 診療識別を必要としない特定器材の場合は、記録を省略する。	
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード（別表 2 1 ）を記録する。	
特定器材コード	数字	9	固定	1 別に定める特定器材コードを記録する。 2 特定器材コードを設定していない特定器材（以下「未コード化特定器材」という。）については“ 777770000 ”を記録する。	
使用量	英数	9	可変	1 特定器材の使用量は、整数部 5 桁、小数部 3 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 9 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 特定器材の点数を記録する。 2 有効桁数が 7 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数	数字	3	可変	1 特定器材の回数を記録する。 2 有効桁数が 3 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の 1 日の情報から 3 1 日の情報の合計値と一致する。ただし、平成 2 4 年 3 月診療以前分については、その限りでない。
単位コード	数字	3	可変	1 特定器材単位コード（別表 3 3 ）を記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録を省略する。	
単価	英数	1 1	可変	1 材料価格は、整数部 8 桁、小数部 2 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 1 1 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 単価が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 4 酸素の補正率等単価がない場合は、記録を省略する。	
特定器材名称	漢字	4 0	可変	1 未コード化特定器材の場合は、告示名を記録する。 2 別に定める特定器材コードの場合は、記録を省略する。 3 特定器材名称が 4 0 バイトに満たない場合は、後続する“ スペース ”を省略しても差し支えない。	

項 目			モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
商品名及び規格又はサイズ			漢字	300	可変	1 商品名及び規格又はサイズを記録する。 2 商品名及び規格又はサイズが300バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
コ メ ン ト		コメントコード	数字	9	可変	1 コメントが必要な場合、別に定めるコメントコードと文字データを順次、対で記録する。	コメントが3対に満たない場合は、より順次記録する。
		文字データ	漢字	100	可変	2 文字データは対となるコメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。	
		コメントコード	数字	9	可変	3 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、文字データの記録を省略する。	
		文字データ	漢字	100	可変	4 記録する文字データが100バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
		コメントコード	数字	9	可変	5 修飾語コードを記録する場合、最大5コードまでを前詰めで記録する。	
		文字データ	漢字	100	可変	6 コメントを記録しない場合は、コメントコードと文字データの記録を省略する。	
算 定 日 情 報	1日の情報		数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。 1 点数・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 平成24年4月診療以降分の場合は、記録を必須とする。ただし、他医療機関に係る臓器提供者レセプトについては、省略しても差し支えない。 3 平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えない。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、
	2日の情報		数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	3日の情報		数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
	4日の情報 ～ 28日の情報						
	29日の情報		数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

項 目		モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
算定日情報	30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	コメントに記録する。 4 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。ただし、平成24年3月診療以前分については、その限りでない。
	31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

(オ) 日計表レコード

項 目	モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報	英数	2	固定	“NI”を記録する。	平成24年3月診療以前分の場合に記録する。
1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

注1 平成24年4月診療以降分の場合、当該レコードは記録しない。

注2 平成24年3月診療以前分の場合、出来高情報又は摘要情報（医薬品レコード）の点数及び回数が記録されているレコードの次に記録する。

算定日情報に係る記録方法

(医科)

1	診療行為レコードの記録	1
2	医薬品レコードの記録	3
3	特定器材レコードの記録	5
4	記録の変更及び記録のルール	7

1 診療行為レコードの記録

(1) 診療行為レコードフォーマット

項 目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	コメント					
	レコード識別情報	診療識別	負担区分	診療行為コード	数量データ	点数	回数	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
モード	英数	数字	英数	数字	数字	数字	数字	数字	漢字	数字	漢字	数字	漢字
最大 バイト数	2	2	1	9	8	7	3	9	100	9	100	9	100
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須													

項 目	(14)	(15)	(16)			(43)	(44)
	算定日情報					算定日情報	
	1 日の 情報	2 日の 情報	3 日の 情報			30 日の 情報	31 日の 情報
モード	数字	数字	数字			数字	数字
最大 バイト数	3	3	3			3	3
項目形式	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須							

(2) 記録内容

ア 回数

すべての診療行為レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

イ 算定日情報(1日の情報～31日の情報)

すべての診療行為レコードに対し、診療行為を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

生化学検査（6項目）を30日に行った場合

- レセプトの表示

TP アルカリホスファターゼ γ-GT LAP
AST ALT

95 × 1

- CSVの記録

SI,60,1,160017410,,	1	→ TP
SI, ,1,160020010,,	1	→ アルカリホスファターゼ
SI, ,1,160020410,,	1	→ γ-GT
SI, ,1,160020510,,	1	→ LAP
SI, ,1,160022510,,	1	→ AST
SI, ,1,160022610,,	95	→ ALT

現行は、点数を記録するレコードのみ「回数」を記録しているが、平成24年5月請求からはすべてのレコードに同じ「回数」を記録します。

現行のとおりとする。（点数）

すべてのレコードに、同じ日（30日）に同じ回数（1回）を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。

2 医薬品レコードの記録

(1) 医薬品レコードフォーマット

項 目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	コメント					
	レコード識別情報	診療識別	負担区分	医薬品コード	使用量	点数	回数	(8) コメントコード	(9) 文字データ	(10) コメントコード	(11) 文字データ	(12) コメントコード	(13) 文字データ
モード	英数	数字	英数	数字	英数	数字	数字	数字	漢字	数字	漢字	数字	漢字
最大 バイト数	2	2	1	9	11	7	3	9	100	9	100	9	100
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須													

項 目	(14)	(15)	(16)			(43)	(44)
	算定日情報					算定日情報	
	1日の情報	2日の情報	3日の情報			30日の情報	31日の情報
モード	数字	数字	数字			数字	数字
最大 バイト数	3	3	3			3	3
項目形式	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須							

(2) 記録内容

ア 回数

すべての医薬品レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

イ 算定日情報(1日の情報～31日の情報)

すべての医薬品レコードに対し、医薬品を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

外来診療において内服薬 7 日分を 30 日に投与した場合

- レセプトの表示

フロモックス錠 100mg

3錠

セルベックスカプセル 50mg

3カプセル

ロキソニン錠 60mg

3錠

ナウゼリン錠 10 10mg

3錠

34 × 7

- CSVの記録

IY,21,1,610411058,3,

7

IY, ,1,612320346,3,

7

IY, ,1,620098801,3,

7

IY, ,1,612390023,3,

34

7

7

→ フロモックス錠

7

→ セルベックスカプセル

7

→ ロキソニン錠

7

→ ナウゼリン錠10

現行のとおりとする。(点数)

すべてのレコードに対し、同じ日(30日)に同じ回数(7日分)を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。

3 特定器材レコードの記録

(1) 特定器材レコードフォーマット

項 目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
	レコード識別情報	診療識別	負担区分	特定器材コード	使用量	点数	回数	単位コード	単価	特定器材名称	又はサイズ 商品名及び規格
モード	英数	数字	英数	数字	英数	数字	数字	数字	英数	漢字	漢字
最大 バイト数	2	2	1	9	9	7	3	3	11	40	300
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須											

項 目	コメント						(18)	(19)	(20)			(47)	(48)
	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	算定日情報					算定日情報	
	コメントコード	文字データ	コメントコード	文字データ	コメントコード	文字データ	1日の情報	2日の情報	3日の情報			30日の情報	31日の情報
モード	数字	漢字	数字	漢字	数字	漢字	数字	数字	数字			数字	数字
最大 バイト数	9	100	9	100	9	100	3	3	3			3	3
項目形式	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須													

(2) 記録内容

ア 回数

すべての特定器材レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

イ 算定日情報(1日の情報～31日の情報)

すべての特定器材レコードに対し、特定器材を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

フィルムを使用したエックス線撮影を30日に行った場合

- レセプトの表示

半切 137円/枚 1枚
四ツ切 64円/枚 1枚

20 × 1

- CSVの記録

T0,70,1,700010000,1,	1		1	→ 半切
T0, ,1,700080000,1,	20		1	→ 四ツ切

現行は、点数を記録するレコードのみ「回数」を記録しているが、平成24年5月請求からはすべてのレコードに同じ「回数」を記録します。

現行のとおりとする。(点数)

すべてのレコードに対し、同じ日(30日)に同じ回数(1回)を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。

4 記録の変更及び記録のルール

〔記録の変更〕

変更前

〔電子レセプトの記録〕

C0,60,1,810000001,生化学的検査 2 (3 項目以上 5 項目)

SI,,1,160149910,,
SI,,1,160032910,,
SI,,1,160035310,,
SI,,1,160034710,,410,3

回数

算定日情報

〔レセプト表示〕

生化学的検査 2 (3 項目以上 5 項目)

L H

F S H 精密

E 2 精密

プロジェステロン精密

4 1 0 × 3

変更後

〔電子レセプトの記録〕

C0,60,1,810000001,生化学的検査 2 (3 項目以上 5 項目)

SI,,1,160149910,,
SI,,1,160032910,,
SI,,1,160035310,,
SI,,1,160034710,,410,3

回数

算定日情報

〔レセプト表示〕

生化学的検査 2 (3 項目以上 5 項目)

L H

F S H 精密

E 2 精密

プロジェステロン精密

4 1 0 × 3

全レコードに「回数」及び「算定日情報」を記録する。

〔記録のルール〕

〔記録のルール〕

C0,60,1,810000001,生化学的検査 2 (3 項目以上 5 項目)

SI,,1,160149910,,
SI,,1,160032910,,
SI,,1,160035310,,
SI,,1,160034710,,410,3

点数・回数算定単位内の全レコードの「回数」が一致する。

点数・回数算定単位内の全レコードの「算定日情報」(回数及び日にち)が一致する。

「回数」と「算定日情報」の合計値が一致する。

、 、 いずれか1つでも不一致の場合は、エラーとする。

算定日情報に係る記録方法 (D P C)

1	診療行為レコードの記録	1
2	医薬品レコードの記録	3
3	特定器材レコードの記録	5
4	記録の変更及び記録のルール	7

1 診療行為レコードの記録

(1) 診療行為レコードフォーマット

項 目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	コメント					
	レコード識別情報	診療識別	負担区分	診療行為コード	数量データ	点数	回数	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
モード	英数	数字	英数	数字	数字	数字	数字	数字	漢字	数字	漢字	数字	漢字
最大 バイト数	2	2	1	9	8	7	3	9	100	9	100	9	100
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須													

項 目	(14)	(15)	(16)			(43)	(44)
	算定日情報					算定日情報	
	1 日の 情報	2 日の 情報	3 日の 情報			30 日の 情報	31 日の 情報
モード	数字	数字	数字			数字	数字
最大 バイト数	3	3	3			3	3
項目形式	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須							

(2) 記録内容

ア 回数

すべての診療行為レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

イ 算定日情報(1日の情報～31日の情報)

すべての診療行為レコードに対し、診療行為を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

経皮的冠動脈形成術を30日に時間外で行った場合（DPCレセプト）

- レセプトの表示

経皮的冠動脈形成術
時間外加算（手術）

30800 × 1

- CSVの記録

SI,50,1,150153910,,	1	→	経皮的冠動脈形成術
SI,,1,150000490,30800	1	→	時間外加算

現行は、点数を記録するレコードのみ「回数」を記録しているが、平成24年5月請求からはすべてのレコードに同じ「回数」を記録します。

現行のとおりとする。（点数）

すべてのレコードに、同じ日（30日）に同じ回数（1回）を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。

2 医薬品レコードの記録

(1) 医薬品レコードフォーマット

項 目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	コメント					
	レコード識別情報	診療識別	負担区分	医薬品コード	使用量	点数	回数	(8) コメントコード	(9) 文字データ	(10) コメントコード	(11) 文字データ	(12) コメントコード	(13) 文字データ
モード	英数	数字	英数	数字	英数	数字	数字	数字	漢字	数字	漢字	数字	漢字
最大 バイト数	2	2	1	9	11	7	3	9	100	9	100	9	100
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須													

項 目	(14)	(15)	(16)			(43)	(44)
	算定日情報					算定日情報	
	1日の情報	2日の情報	3日の情報			30日の情報	31日の情報
モード	数字	数字	数字			数字	数字
最大 バイト数	3	3	3			3	3
項目形式	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須							

(2) 記録内容

ア 回数

すべての医薬品レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

イ 算定日情報(1日の情報～31日の情報)

すべての医薬品レコードに対し、医薬品を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

退院時において内服薬 7 日分を 30 日に投与した場合（DPC レセプト）

- レセプトの表示

フロモックス錠 100mg

3錠

セルベックスカプセル 50mg

3カプセル

ロキソニン錠 60mg 3錠

ナウゼリン錠 10 10mg

3錠

34 × 7

- CSVの記録

IY,21,1,610411058,3,

7

IY, ,1,612320346,3,

7

IY, ,1,620098801,3,

7

IY, ,1,612390023,3,

34

7

7

→ フロモックス錠

7

→ セルベックスカプセル

7

→ ロキソニン錠

7

→ ナウゼリン錠10

現行のとおりとする。（点数）

すべてのレコードに対し、同じ日（30日）に同じ回数（7日分）を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。

3 特定器材レコードの記録

(1) 特定器材レコードフォーマット

項 目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
	レコード識別情報	診療識別	負担区分	特定器材コード	使用量	点数	回数	単位コード	単価	特定器材名称	又はサイズ 商品名及び規格
モード	英数	数字	英数	数字	英数	数字	数字	数字	英数	漢字	漢字
最大 バイト数	2	2	1	9	9	7	3	3	11	40	300
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須											

項 目	コメント						(18)	(19)	(20)			(47)	(48)
	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	算定日情報					算定日情報	
	コメントコード	文字データ	コメントコード	文字データ	コメントコード	文字データ	1日の情報	2日の情報	3日の情報			30日の情報	31日の情報
モード	数字	漢字	数字	漢字	数字	漢字	数字	数字	数字			数字	数字
最大 バイト数	9	100	9	100	9	100	3	3	3			3	3
項目形式	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変	可変			可変	可変
記録必須													

(2) 記録内容

ア 回数

すべての特定器材レコードに回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の回数については、同じ回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分も記録します。)

イ 算定日情報(1日の情報～31日の情報)

すべての特定器材レコードに対し、特定器材を算定した日に算定回数を記録します。

なお、点数・回数算定単位内の算定日情報については、同じ日に同じ算定回数を記録します。

(平成24年3月診療以前分の場合は、記録を省略しても差し支えありません。)

〔記録方法〕

フィルムを使用したエックス線撮影を30日に行った場合（総括対象医科入院レセプト）

- レセプトの表示

半切 137円/枚 1枚

四ツ切 64円/枚 1枚

20 × 1

- CSVの記録

T0,70,1,700010000,1,

1

T0, ,1,700080000,1,

20

1

1

→ 半切

1

→ 四ツ切

現行のとおりとする。（点数）

すべてのレコードに対し、同じ日（30日）に同じ回数（1回）を記録します。ただし、平成24年3月診療以前分は記録を省略しても差し支えありません。

現行は、点数を記録するレコードのみ「回数」を記録しているが、平成24年5月請求からはすべてのレコードに同じ「回数」を記録します。

4 記録の変更及び記録のルール

〔記録の変更〕

変更前

〔電子レセプトの記録〕

SI,50,1,150153910,,
SI,,1,150000490,,30800,1

回数 算定日情報

〔レセプト表示〕

経皮的冠動脈形成術
時間外加算（手術）

30800 × 1

変更後

〔電子レセプトの記録〕

SI,50,1,150153910,,1
SI,,1,150000490,,30800,1

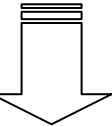
回数 算定日情報

〔レセプト表示〕

経皮的冠動脈形成術
時間外加算（手術）

30800 × 1

全レコードに「回数」及び「算定日情報」を
記録する。



〔記録のルール〕

〔記録のルール〕

SI,50,1,150153910,,1
SI,,1,150000490,,30800,1

点数・回数算定単位内の全レコードの「回数」が一致する。

点数・回数算定単位内の全レコードの「算定日情報」（回数及び日にち）が一致する。

「回数」と「算定日情報」の合計値が一致する。

、 、 いずれか1つでも不一致の
場合は、エラーとする。